

事後確認型一般競争入札の試行実施について

この度、上下水道局では入札参加資格確認を入札執行後に行う「事後確認型一般競争入札」を試行実施することにしましたので、お知らせします。

1 事後審査型一般競争入札を試行する対象

電子入札を行う工事、測量・設計委託の一部で実施します。

実施する工事については、入札公告等において開札後に競争入札参加資格を確認する旨を明記します。

2 事後確認型一般競争入札の取扱い

事後確認型一般競争入札は電子入札で実施しますので、案件ごとの入札公告を確認のうえ、インターネット又は用度課に設置している来庁入札端末機を利用して入札してください。入札に参加するには、インターネットによる電子入札に必要なICカード又は来庁入札端末機の利用に必要なIDカードのいずれかを取得するなど事前準備が必要です(6ページ参照)。

3 設計図書の交付等

設計図書は入札公告に記載した方法で、入札公告記載の日までに入手してください。

※ インターネットによる電子入札システム又は来庁入札端末機で設計図書の複写承認書を印刷するときに入札参加資格の一部(種目、ランク等)が自動的に審査され、資格のある方のみが複写承認書を印刷することができます。

4 入札書の提出

入札公告に従い、インターネットによる電子入札システム又は来庁入札端末機により入札書を提出してください。

一旦提出した入札書の訂正、再提出、撤回は認めません。

5 入札参加資格確認申請書の提出

(1) インターネットによる電子入札を利用する場合

入札書を電子入札システムで送信する際に、ワード、エクセル又はPDFファイルにして内訳書など他の提出書類と一緒に入札書に添付して送信してください(添付できるデータは1ファイルのみですので、入札参加資格申請書、内訳書等を1つのファ

イルにして添付してください。)

なお、添付できるファイルの容量に限りがありますので、添付できない場合には、次の(2)と同様の方法で提出してください。

(2) 来庁入札端末機を利用する場合

内訳書など他の提出書類と一緒に封筒に封入、封かんのうえ、封筒表面に入札番号、工事名及び工事場所のみを記載して、入札期間内に用度課に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函してください。

6 開札

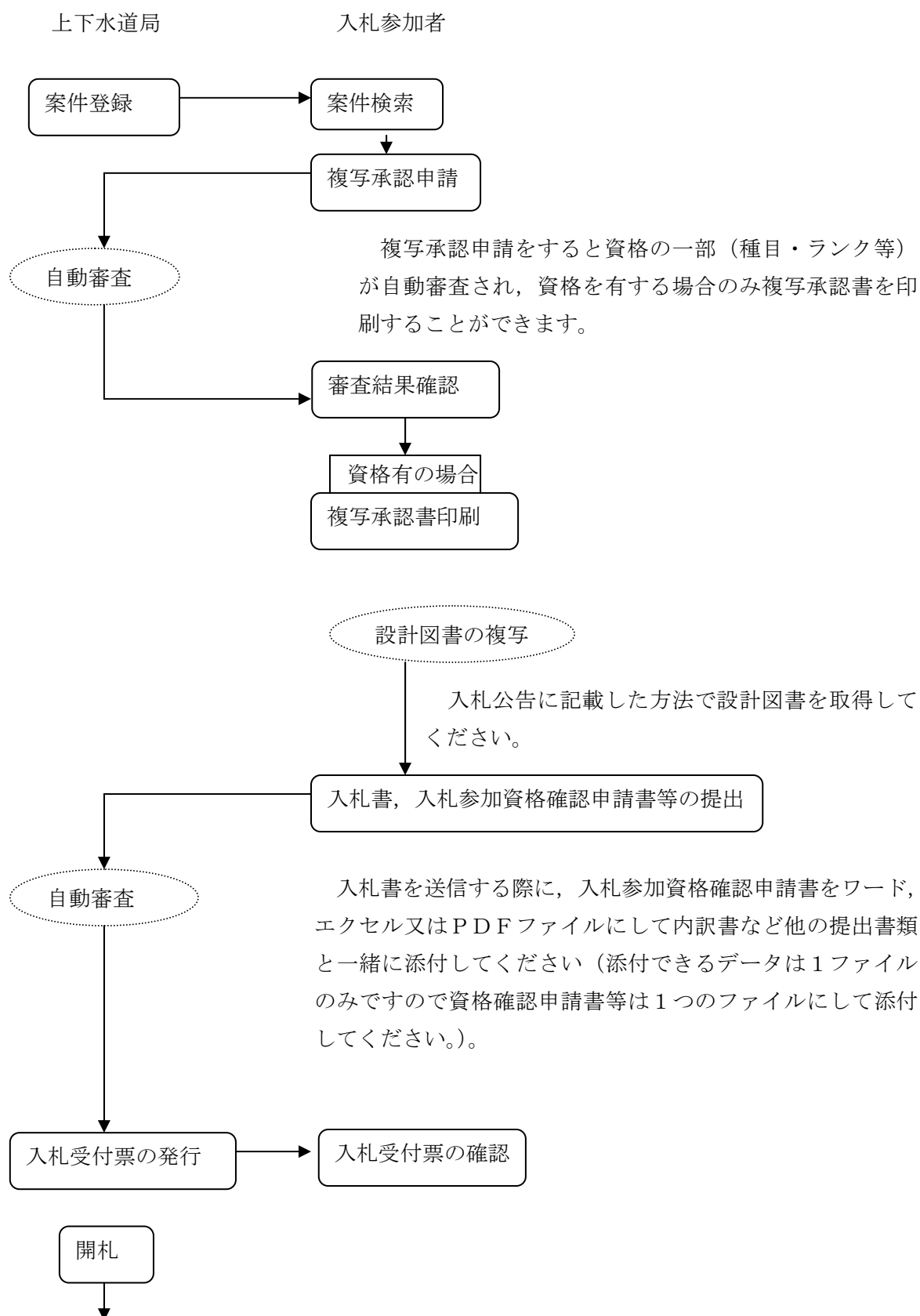
- (1) 開札は、入札公告に記載した日時に行います。
- (2) 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を確定するとともに、次順位以降の入札参加資格の確認を行う順位を定めたうえで、落札決定を保留します。

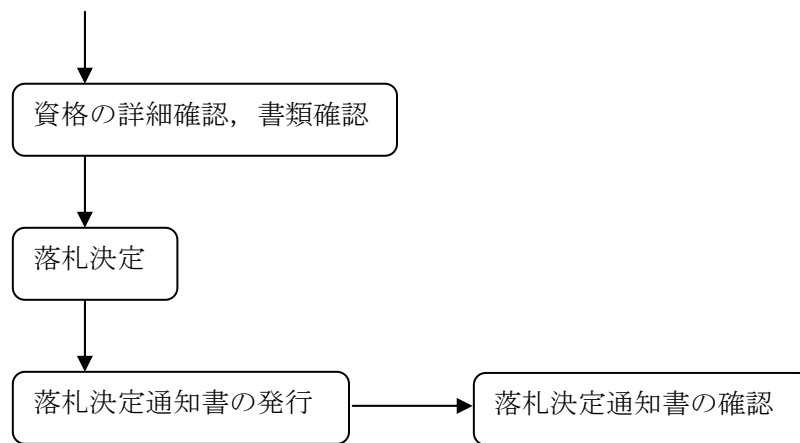
7 入札参加資格の確認及び落札者の決定

上記 6 (2)の順位に従って入札参加資格の確認を行い、最初に入札参加資格を有すると認めた者を落札者とします。落札者が決定した場合は次順位以降の入札参加資格の確認は行いません。

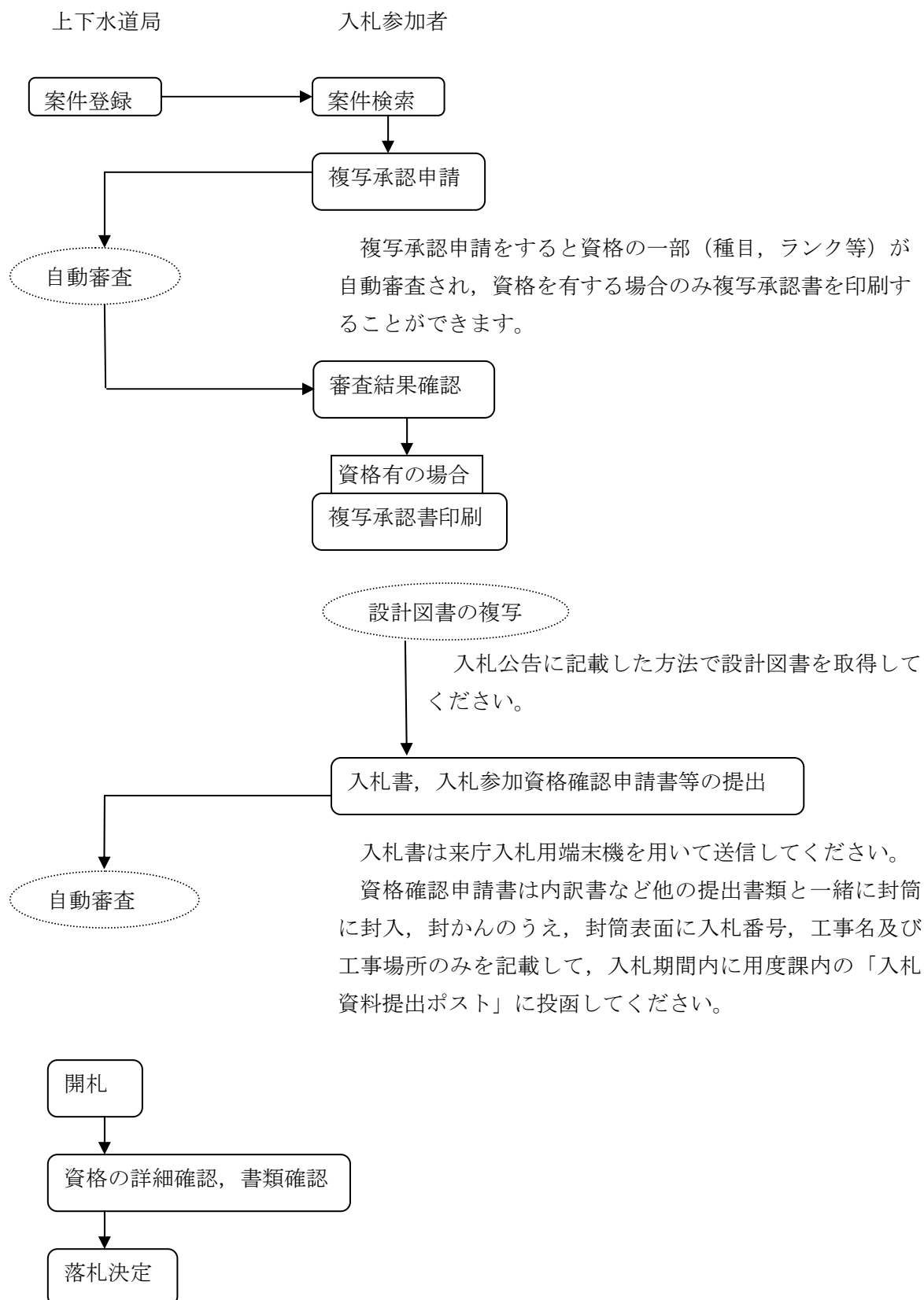
なお、低入札価格調査が必要な場合は、調査が終了するまで落札決定を保留します。

事後確認型一般競争入札の手順（インターネットを利用した場合）





事後確認型一般競争入札の手順（来庁入札端末機を利用した場合）



○ 電子入札（インターネット）の利用について

「電子入札」とは、調達情報の公開、入札、開札、結果公表といった一連の事務について、インターネットを介して入札者と発注者がやりとりを行うシステムです。システムを利用される際には、事前準備作業が必要となります。

詳細は行財政局契約課のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/ebid/junbi.htm>

○ 来庁入札端末機の利用について

来庁入札端末機を利用するためには、専用の電子入札システムにログインするための ID カード（行財政局、上下水道局、交通局共通）が必要になります。（電子入札の対象となる案件に参加される方に限り ID カードの発行申請を受け付けています。）

入札に参加されるまでに、京都市から ID カードの交付を受けてください。

ID カード発行の流れは、次のとおりです。

- 1 上下水道局用度課又は行財政局契約課の窓口で、「入札端末機利用者カード発行申請受付簿」に商号・名称等を記載
(カード交付まで最長で一週間程度かかります。)



- 2 申請書等の提出とカードの交付

交付予定日以降に、用度課又は契約課の窓口でカードを交付します。

以下の申請書に必要事項を記載、実印を押印してお持ちください。

申請書の内容を確認のうえ、ID カードを交付します。

- ・入札端末機利用者カード発行申請書兼受領書兼入札委任状
- ・入札端末機利用に関する再委任承諾書(京都市に委任状を提出している場合のみ)
(申請書は契約課のホームページからダウンロードすることもできます。)